



# 島根県報

令和7年3月21日（金）

号外第26号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(2件)	(       "       )	3

# 告 示

## 島根県告示第154号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	布部安来線	安来市島田町字中山119番7地先から同町字番ノ木443番2地先まで	前	メートル 5.15～ 15.23	メートル 654.37	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.63～ 24.18	654.37	
"	出雲空港線	出雲市斐川町沖洲2539番1地先から同番3地先まで	前	47.24～ 50.00	105.48	出雲県土整備事務所 管理所属替（土木部港湾空港課）
			後	28.58～ 50.00	105.48	
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久小坂22番6地先から同23番1地先まで	前	5.87～ 45.13	80.11	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事
			後	5.87～ 45.13	80.11	

## 島根県告示第155号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱73番2地先から同120番1地先まで	メートル 88.10	令和7年 3月28日	県央県土整備 事務所	
県道	別府川本線	邑智郡美郷町地頭所588番1地先から同地先まで	62.00	令和7年 3月21日		
〃	〃	邑智郡美郷町地頭所613番1地先から同地先まで	74.20	令和7年 3月21日		

## 島根県告示第156号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	珍崎浦郷港線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷3308番1地先から同3302番3地先まで	メートル 88.01	令和7年 3月21日	隠岐支庁県土整備局	